別表厚生労働省の部内部部局の項中「福利厚生室長　会計管理官　首席営繕専門官」を「会計管理官　厚生管理企画官」に、「労災保険財政数理室長」を「労災保険財政数理室長　建設石綿給付金認定等業務室長」に、「訓練受講者支援室長」を「訓練受講支援室長」に、「主任中央職業安定監察官」を「主任中央職業安定監察官　労働移動支援室長」に改め、「労働移動支援室長」を削り、「労働者福祉事業室長」を「労働者協同組合業務室長」に、「地方厚生局管理室長」を「会計企画調整室長」に、「会計課管理室長、福利厚生室長、試験免許室長」を「管理室長、試験免許室長、建設石綿給付金認定等業務室長」に、「、検疫所管理室長」を「、厚生管理室長、検疫所管理室長」に改め、同部国立感染症研究所の項中「課長　企画管理調整官」を「次世代生物学的製剤研究センター長　課長　企画管理調整官」に改める。

別表農林水産省の部内部部局の項中「ファイナンス室長」を「持続的食料システム調整官　ファイナンス室長」に、「輸出戦略調査官」を「輸出戦略調査官　輸出連携推進調査官」に、「種苗室長」を「地理的表示保護推進室長　種苗室長」に、「農村振興局総務課」を「又は農村振興局総務課又は農村計画課」に改める。

別表水産庁の部内部部局の項中「（漁政課に所属する者に限る。）」を削り、「海洋技術室長」を「外国漁船対策室長　海洋技術室長」に改める。

別表経済産業省の部内部部局の項中「国際経済紛争対策官」及び「投資交流企画官」を削り、「サービス産業室長」を「ソフトウェア・情報サービス産業室長」に、「商取引検査室長」を「商取引検査室長　サービス産業室長」に、「商取引検査室長　産業保安企画室長」に改める。

別表特許庁の部内部部局の項中「守衛長」を削る。

別表国土交通省の部内部部局の項中「企画室長　保障事業室長」を「企画室長（自動車局総務課又は海事局総務課に所属する者に限る。）　保障事業室長」に改め、「（船員政策課に所属する者に限る。）」及び「海岸・防災企画官」を削り、「首席運航審査官」を「首席運航審査官　首席航空機検査官」に改め、「首席航空機検査官」を削り、同部地方整備局の事務所の項中「作業船管理官」を削り、同部開発建設部の項中「又は管理所」を削る。

別表気象庁の部気象研究所の項中「研究調整官」を「研究連携戦略官」に改める。

別表環境省の部内部部局の項中「フロン対策室長」を「フロン対策室長　気候変動国際交渉室長」に改め、「大気生活環境室長」を削り、同部地方環境事務所の項中「部長」を「部長　地域脱炭素創生室長」に改める。

別表人事院の部事務総局の項中「能率厚生管理室長」を「能率厚生管理室長　勤務時間調査・指導室長」に改める。

別表会計検査院の部事務総局の項中「公文書監理室長」を「公文書監理室長　検査支援室長」に改める。

別表備考第一項中「令和三年十一月三十日」を「令和四年五月三十一日」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。